

32. 伊達家の紋章について

問 伊達家の紋章「三引両」と「竹に雀」とは、どちらが古いのですか。

答 古いという点では三引両〔みつびきりょう〕の方です。

まず、三引両の方は、文治5年〔1189〕伊達家の始祖朝宗〔ともむね〕が、平泉征伐に参戦した時の戦功によって、頼朝から賜わった幕紋の引両を図案化して定紋としたものです。この三引両の図柄には嚴重なきまりがあって、特に当主の用いたものは中の三本の引両が内円の線から離れており、その他のものはすべて接続していました。

また、竹に雀の方は、天文11年〔1542〕6月、伊達稙宗〔たねむね〕がその子五郎実元を、越後守護職上杉定実の養子とする約束をした時、上杉家から贈られたものを定紋としたものです。この竹に雀にも区別があって、当主の使用するものの葉の数は内外52枚で、家族の用いるものは内外48枚でした。一門に与えた竹に雀の紋章は、それぞれ葉の数を減じて図柄も別々なものでした。

定紋は、家格・栄光のシンボルです。伊達家は、特に歴史・伝統ある名門だっただけに、三引両・竹に雀の外に、幾つもの紋章保持者でした。政宗が秀吉から賜わった「菊」・「桐」・4代綱村が近衛基熙〔もとひろ〕から延宝8年〔1680〕8月25日に贈られた「牡丹」、この「牡丹」を改造した「伊達牡丹」、更に5代吉村がこの「伊達牡丹」を変形した「蟹牡丹」。その外に「九曜」・「雪薄」〔ゆきすすき〕など多くの定紋がありました。「寛政重修諸家譜」卷第762にも、
『家紋 三引両 竹に雀 牡丹 菊 桐 九曜 雪薄』

寛永系図〔「寛永諸家系図伝」また「寛永諸家系図」〕、はじめ二端頭〔にたんかしら〕
を家紋とし、晴宗がときあらためて竹に雀を用ふといふ。家伝に朝宗がとき頼朝将軍より幕の
紋二端頭をたまはりのち三引両に改めて家紋とし、晴宗また竹に雀を用ひ、綱村にいたりて近
衛基熙公より牡丹の紋をあたへられ、菊桐は陸奥守政宗〔末だ陸奥守に任せられてはいなかっ
た。〕がとき豊臣太閤よりゆるされ、九曜雪薄の紋も政宗より用ふといふ。』と記されています。

なお、伊達家夫人の菩提寺には、それぞれの実家の定紋を付けたものが残されているのを見かけます。「三葉葵」〔忠宗夫人孝勝寺殿。徳川家の紋〕・「隅切角に三」〔綱村夫人万寿寺殿。稻葉家の紋〕・「牡丹」〔重村夫人觀心院殿。近衛家の紋〕などがその例です。これは、「女紋」〔おんなもん〕、すなわち女性は嫁入後も終生実家の家紋を用いる慣習によるものであります。

- 注(1) 伊達家第1世。藤原鎌足の第17世の子孫といわれる。初諱時長、二郎また右衛門と称した。母は源為義の娘。常陸介に任せられ常陸国真壁郡伊佐荘中村にいたので、伊佐或は中村を氏とした。文治5年〔1189〕8月、朝宗は4子好宗・為重・資綱・為家と共に、頼朝の平泉征伐に加わり、伊達郡石名坂で佐藤荘司を討った。その戦功により伊達郡の地を賜わった。この時から「伊達」〔いだて〕を氏とした。「伊達郡」について「伊達郡誌」（伊達郡役所）に『……本郡は信夫の地とされ居りしも延喜六年〔906〕に到り信夫郡を割きて（イダテ）を置かれ……伊達は射楯とも伊達とも伊太代とも伊太氏とも書き……其原地は播磨国飾磨〔しかま〕郡の伊達郷なる事疑に入るべからず。』とある。この冬高子岡〔瀬上駅東〕に築城して移った。また頼朝から幕紋を賜わったが、そのまま使用することを遠慮して堅画〔たてかく〕とした。これが立引両〔たてひきりょう〕すなわち三引両の家紋の基となったものである。朝宗は後に入道して念西と号した。正治元年〔1199〕10月20日71才で歿した。伊達郡桑折駅西に葬り、満勝寺という寺を建立したが、今はその址だけしか残っていない。満勝寺殿淨光念西大居士と追謚す。
- 注(2) 陣幕は、武家の家紋以前の時代に、自他識別のためそれぞれ独自の意匠を施した幟幕で、主将や部将の所在を顯示するため張りめぐらし、戦闘指揮や布陣示威等にも役立てたものである。「伊達正統世次考」卷1上に次の記事がある。『文治五年。自頼朝卿賜幕紋。伝言。當時猶憚之以為堅引両。島津左衛門尉忠久以為其子亦賜。憚為十字伝。』。「東藩史稿」卷之1に『念西公〔朝宗〕……文治五年……又幕紋横画徽章ヲ賜フ、避テ堅画〔たてかく〕ト為ス、』とある。勿論当初は「幕紋」として使用したもので、丸の輪郭に入れて図案化し、定紋としたのは後代のことである。なお、仙台市のマークはこの三引両の紋章をデザインして、昭和8年9月5日制定されたものである。
- 注(3) 「伊達正統世次考」卷9上に次の記事がある。『天文十一年壬寅〔みづのえとら〕六日。自越後直江大槻両使。来迎公子五郎殿。贈為重代腰刀宇佐美長光竹雀幕。且賜実一字。約為上杉兵庫頭定実養子。因以六月廿三日発遣。然廿日不意内乱起。終不果』。このことが稙宗・晴宗父子が7年にわたって相戦う「天文の乱」の原因となった。伊達家を二分する内戦のため上杉家への入嗣は実現しないでしまったが、既に贈られた竹に雀は家紋として使用するようになったのである。図柄は違うが上杉家〔越後→若松→米沢〕の定紋と同じ竹に雀であるのは、このような事情による。竹に雀は、藤原系の公家の名門勧修寺〔かんじゅううじ〕家の紋章であった。室町時代にこれを関東管領上杉氏に与えたのであるが、越後上杉家はその後裔なのでこれを用いていた。それを上杉家から更に伊達氏に贈ったもので、伝来の正しい高貴な榮誉と権威のある紋章であった。紋章というものについて、現代の勲章に対してもたれるような誇りと名誉の感覚をもつ時代であったのである。賜与の対象とされたのもそのためである。

注(4) 一門の竹に雀紋章の葉の数〔受贈後改造を加えたもの〕

角田の石川大和 (内外 26 枚)
亘理の伊達安房 (内外 36 枚)
水沢の伊達将監 (内 9 枚)
涌谷の伊達安芸 (内 9 枚)
登米の伊達式部 (内 9 枚)
岩谷堂の伊達右近 (内 9 枚)
宮床の伊達六郎 (内外 30 枚)
岩出山の伊達彈正 (内 9 枚)
川崎の伊達織部 (内 9 枚)
真坂の白川近江 (内 9 枚)
前沢の三沢信濃 (内 9 枚)

亘理の伊達成実〔しげざね〕は、本来竹に雀は父実元が上杉家から贈られ、これを伊達本家に献呈したものであるから、当家の竹に雀は本家の紋章と異同あるべきでないと主張した。このことを、「仙台志料」卷之 2 (岡千仞) に『有司令門族曰。一門竹雀徽號。宜表異以避公室。成実不可曰。竹雀徽號。先人実元所獻。臣家不宜表異。』とあり、「東藩史稿」卷之 13 (作並清亮) にも同様に『公〔政宗〕又一門ニ令シテ曰、竹雀徽號一門公室ト別ナシ、蓋ソ各異ヲ表セサル、成実曰竹雀章、臣カ父実元獻スル所、故ニ他人異ヲ表スル可ナリ、臣カ家、宜シク公室ト之ヲ同フスペシ、公乃チ謝シテ止ム、』とある。また、「藩臣須知」に『伊達家御家紋之事……一竹雀 晴宗様ヨリ御用、葉數安房殿ト同シ』とある。唯、伊達本家の雀を柿色とし亘理伊達家のものと区別をつけた。

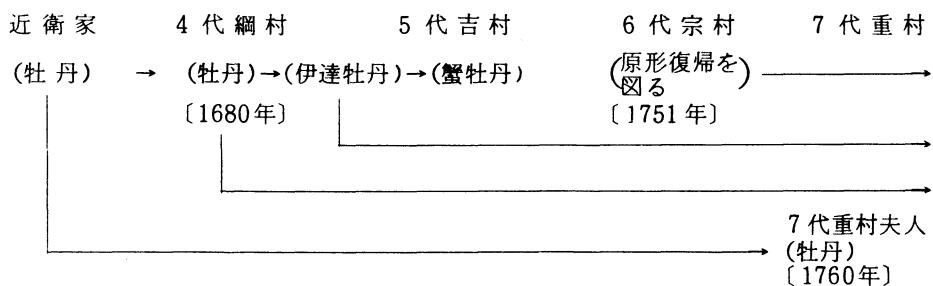
なお、宇和島伊達家〔10万石〕・吉田伊達家〔3万石〕も竹に雀を家紋とした。勿論葉數意匠に差をつけてある。俗に伊達本家の竹に雀紋を「仙台笹」、宇和島・吉田の竹に雀をそれぞれ「宇和島笹」・「吉田笹」とも呼んだ。

「仙台事物起原考」(菊地勝之助)では、伊達本家当主専用の竹に雀の葉の数については記していないから注意を要する。

注(5) 「肯山公治家記録全書後編」卷之 15 に『延宝八年八月廿五日辛巳 近衛基熙公ヨリ進藤筑後守ヲ以テ、御書牡丹ノ御紋並太刀一腰^一樽肴進セラル……』とある。この時の御書とは、延宝 8 年 8 月 25 日付の綱村宛近衛基熙書状で「伊達家文書」之 5 (「大日本史料家わけ」第 3 の内) に収録されており、その文中に『……追啓年来入魂〔じっこん〕之上者永可被用当家紋〔牡丹〕候也』と記してある。

注(6) 「仙台事物起原考」(菊地勝之助)の「伊達家定紋の由来」の記事中に、『牡丹の紋章は近衛家の家紋であったが、七代藩主重村が閔白近衛基熙の女年子〔のぶこ〕の方と結婚さ

れた時賜わったものである。その後伊達家ではこの紋章の細部の形などを改造しているので、伊達牡丹と呼ばれている。現に東京中目黒の正覚寺に安置されている三沢初子の像の座蒲団に見事な大牡丹の紋章が染め出されている。蟹牡丹の紋章は五代藩主吉村の時代に伊達牡丹を更に改造して葉が蟹の足のように延び、花弁も丸味を帯びたので蟹牡丹と呼ばれるようになった。』とあるが、この記述によると、7代から5代へと、更に貞享3年（1686）2月4日歿の三沢初子へまで時代が逆行することになり、矛盾撞着が甚しい。「名数みやぎ郷土小事典」（菊地勝之助）の「伊達家の十定紋」の記事にも「牡丹紋」について同様の誤まりがある。「牡丹紋」は第4代綱村が近衛家から賜わったものであることは、動かすことのできない事実で、第6代宗村が、変形された「牡丹紋」を『原形ニ復セント欲』して、近衛家に申し入れをした文書すら「伊達家文書」之7（「大日本古文書家わけ」第3の内）に見られる。この通り「牡丹紋」は第4代綱村以後既に伊達家の家紋の一つとなっていた所に、これとはかゝわりなしに第7代重村夫人がいわゆる「女紋」として実家近衛家から持ち込んだものである。このことを図示すると次のようになる。



注(7) 「仙台城解説と伊達氏について」（仙台市観光課）の図版と、「市長日誌」（島野武）の見返しの図版とは、いずれも裏返しに印刷されている。薄が右斜めになっているのが正しい。

注(8) 「伊達家史叢談」1（伊達邦宗）に『幕ノ紋ハ二端頭（幕ノ上幅ニ懸相付申候）竹雀ノ二種』とある。

「肯山公治家記録全書後編」卷之1 延宝3年（既に1676）12月25日条に『○幕紋ノ義ヲ定メラル如左

幕紋

- 一 一門可被用竹雀與二端頭二引両事
- 一 一家可被用二端頭二引両事
- 一 一族可被用二端頭二引両事
- 一 家々之紋不可被断絶事
- 一 勿論一家一族並者不可用右之紋事

以上』

とある。

注(9) 東九番丁の浄土宗常念寺の門の扉にこの紋が残っている。もと高松万寿寺綱村夫人稻葉氏の靈廟の山門だったが、明治維新後同寺が荒廃したとき、払下げを受けて移設したものである。

資料 伊達家史叢談 1、14（伊達邦宗）

藩臣須知、藩臣須知別本（「宮城県史」第32巻の内）

寛政重修 諸家譜 762

日本紋章学（沼田頼輔）

伊達正統世次考卷 1、9

東藩史稿卷之 5（作並清亮）

定紋の研究（福井万次郎）

33. 仙台暦第1号の表題

問 仙台暦第1号の「安政2年暦」が、T大学やM図書館にもないが、どこにあるのか。

答 伊達家が幕府から特別許可を得て、仙台で印刷し領内限り頒布した「嘉永8年暦」から「明治3年暦」に至る16年分の暦を、俗に江戸暦と区別する意味で仙台暦と呼んでいます。⁽¹⁾天文方から交付された写本暦〔原稿暦〕によって、仙台で版木を起して刷り上げたもので、⁽²⁾その外形・内容は江戸暦と同一です。いささかのミスプリントや改変があってはならず、校合暦と称して刷り上がった暦を天文方に提出して検閲を受けることになっていました。暦法は全国一定のものでなければならぬので、暦の制作頒布は幕府の厳正な管理に属する重大なものでした。これまで仙台でも各地とともに、江戸暦を移入してきたのですが、広大な領内になかなか行きわたらず、領民の不便はまことに痛切なものでした。仙台暦が発行されたため、暦の入手が容易になって特に恩恵を受けることになったのは、1千か村以上もある村々の農民でした。当時の農法は、暦の示す時候とのタイミング如何によって左右されるものだったからです。

さて、おたずねの「安政2年暦」なるものは、暦発行許可の日付が安政元年〔1854〕11月28日と諸記録にありますので、第1号は当然安政元年発行の翌年号、すなわち「安政2年暦」であるといふ前提をもって探索されたのだと思われます。⁽³⁾ところが、安政元年という年は、嘉永7年11月27日に安政と改元されたものです。この改元の時点以前に既に暦の編成は終っており、仙台暦第1号の原稿として天文方から交付された写本暦は、改元のことと予想しない「嘉永8年暦」の表題で作成